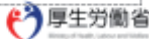


◎及び●の自治体 (■及び▲の自治体も準じて実施)		
	>基準値の2分の1の市町村	その他の市町村
>基準値の2分の1	3検体以上	1検体以上※1
牛肉	農家毎に3か月に1回※2	
乳	クーラーステーション等の単位で 定期的実施※3	
内水面魚 海産魚	定期的実施	

※1：県内を市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で3検体以上実施することもできる。
 ※2：自治体が適切な飼養管理が行われていることを確認した農家は、12か月に1回程度とすることができる。
 ※3：自治体が適切な飼養管理が行われていることを確認し、原乳の出荷制限区域がない場合、直近3年間の検査が全て基準値の1/2以下である場合はこの限りではない。

直近1年間（2018年4月1日から2019年2月28日まで）の結果に基づき分類
 ◎：基準値（水産物においては基準値の1/2）超過が検出された自治体。
 ●：基準値の1/2の超過が検出された自治体（基準値超過が検出されたものを除く）。
 ▲：生産資材への放射性物質の影響の状況から、栽培管理及びモニタリング検査が必要な自治体。
 ■：「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（2019年3月22日）」（原子力災害対策本部）の別添において検査対象となっているもの

厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成 

この表は、検査において基準値を超える放射性セシウムが確認された自治体（◎の自治体）、及び基準値の2分の1を超える放射性セシウムが確認された自治体（●の自治体）等における検査の検体数及び検査頻度を示しています。

原子力災害対策本部の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（2019年3月22日）」では、次のように示されています。

- ・2018年4月以降、当該食品分類で基準値の2分の1を超える品目が確認された自治体で、当該品目から基準値の2分の1を超える放射性セシウムを検出した地域においては市町村ごとに3検体以上、その他の地域においては市町村ごとに1検体以上（生息等の実態を踏まえ、県内の市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で3検体以上とすることもできる。）、それぞれ実施する。（表中◎及び○）

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2020年3月31日